

○総務省告示第三百二十六号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）別表第五号第三の二注1及び別表第七号第三の二注1の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百八十一号（登録検査等事業者等規則別表第五号第三の二注1及び別表第七号第三の二注1の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査又は点検の実施項目を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十五年八月二十三日

総務大臣 新藤 義孝

第二項中「人体頭部」を「人体」に、「第十四条の二第一項」を「第十四条の二第一項又は第二項」に改める。